

リスク管理体制

リスク管理体制

基本的な考え方

銀行が業務を行ううえで直面するリスクは、従来にもまして複雑化、多様化しています。

当行では「地域社会が健全であるためには、滋賀銀行が健全でなければならない」というポリシーのもと、「勘や経験」に頼らない「合理的な尺度」を持って、リスクを正確に把握しコントロールするために、「内部格付制度」や「統合的なリスク管理体制」を構築しております。

引き続き、これまでの取り組みを発展させ、自己責任原則をふまえたリスク管理能力の向上を図ってまいります。

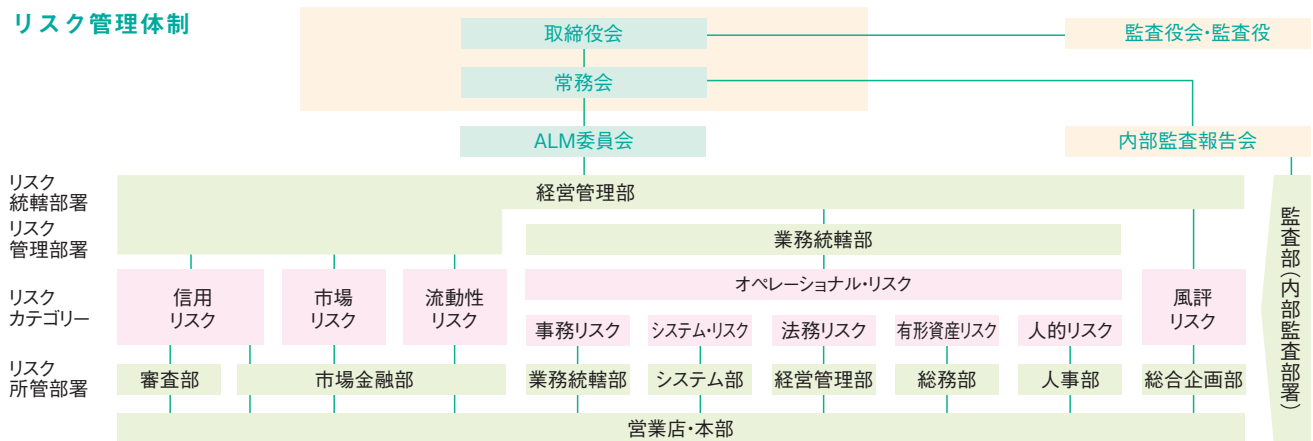
リスク管理体制の概要

当行では、取締役会において「リスク管理規程」を定め、管理すべきリスクの種類を特定し、各リスク所管部の役割と責任を明確化するとともに、リスクの管理方法について規定しております。

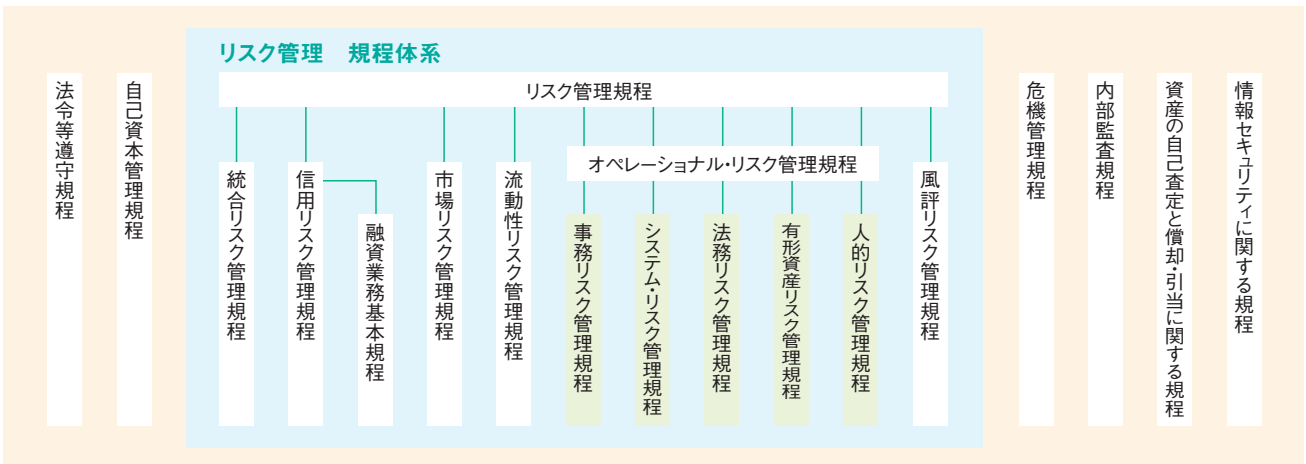
加えて、当行の戦略目標やリスクの状況に照らして、半期毎に「リスク管理方針」を取締役会で策定しております。

これらのリスク管理の状況等については、ALM委員会、常務会、取締役会を通じて、経営に報告するなど、適切な運営を行っています。

リスク管理体制



規程体系



統合的リスク管理体制

統合的リスク管理とは、各種リスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力である自己資本と対比、検証することにより、適切にリスク管理を行うことをいいます。

当行ではこうした考え方にに基づき、経営管理部がすべてのリスクを一元的に把握・管理する体制をとっています。

加えて、自己資本比率の算定に含まれていない与信集中リスクや、銀行勘定の金利リスクについても、これを定量的に把握・管理しています。

また、オペレーショナル・リスクや、風評リスクなど統計的手法によるリスク量を計測していないリスクについても、その発生頻度や影響額の抑制に努めています。

統合リスク管理体制

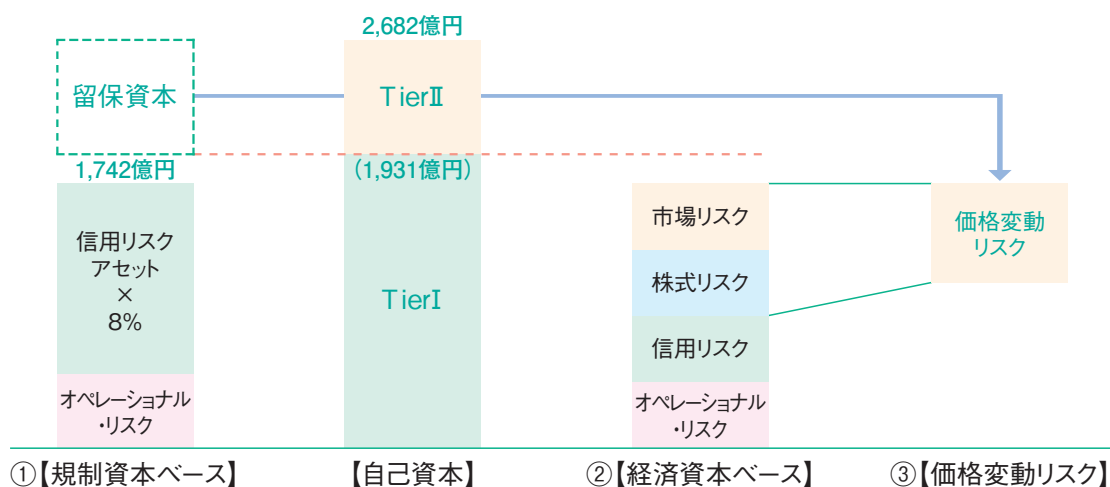
統合的リスク管理方法のうち各種リスクをVaR等の統一的な尺度でリスク量を計測し管理することを、統合リスク管理といいます。

当行では、資本配賦制度に基づく業務運営を実施し①規制資本ベースおよび②経済資本ベースの両面でリスクを一定範囲内にコントロールしております。

加えて、有価証券等の③価格変動リスクを一定の範囲内にコントロールすることにより、①規制資本ベース、②経済資本ベースの資本配賦制度を補完する体制を構築しています。

- 規制資本
リスクアセットに8%を乗じたリスク量
(所要自己資本)
- 経済資本
内部管理上のVaR等により算出したリスク量

資本配賦の仕組み



※平成22年3月期末の単体での規制上の所要自己資本額（1,742億円）は、Tier I（1,931億円）を下回り、Tier I比率（単体）は8.86%となりました。

VaR（バリュー・アット・リスク）

VaRとは、一定期間（例えば1年）に被る可能性のある最大損失想定額を統計的手法で計測したものをいいます。当行では、信頼区間99%、保有期間1年を用いて計測したリスク量を内部管理において使用しています。

資本配賦制度

銀行が抱えるさまざまなリスクをVaR等で計量化し、リスク量に見合う資本（経済資本）を、自己資本の範囲内でリスクの種類別、部門別等に割り当てる制度です。当行では、営業部門、市場部門を資本配賦の対象としています。

リスク管理体制

信用リスク管理

信用リスク管理体制

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化などにより、当行が損失を受けるリスクをいいます。

当行は信用リスクをそのリスクの大きさや範囲から最も重要なリスクとして認識し、適切な信用リスク管理体制の構築を図っています。

企業格付制度の概要

当行は、平成10年12月に当行とお取引先がともに企

業価値向上に向けて取り組むための合理的なコミュニケーション・ツールとして、独自の「企業格付制度」を導入しました。以来、11年間にわたり運営と改善を重ね、特に平成19年3月期からはバーゼルⅡ「基礎的内部格付手法」を採用し、信用リスク管理の高度化と自己資本の充実に努めています。

「自分の城は自分で守る」という自己責任原則に基づき、リスクの大宗を占める信用リスクを計測する格付制度を確立し、合理的なものさしを持ってリスクをコントロールしていくことが、地域社会との「共存共栄」の追求に不可欠であると考え、格付制度の更なる改善に全力を注いでいます。

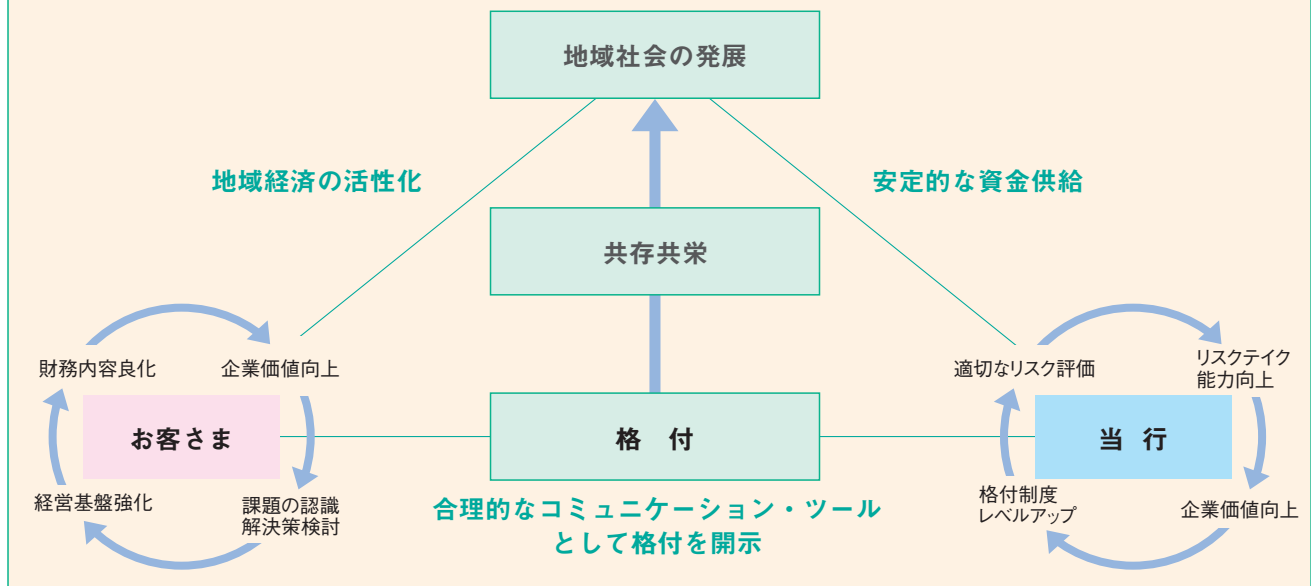
格付制度の意義と目的

FIRB（バーゼルⅡ 基礎的内部格付手法）を取得した理由

当行は、「自己責任原則による独自経営を貫く」との信念のもと、平成10年12月にお客さまと当行が企業価値向上に向けて取り組むための合理的なコミュニケーション・ツールとして、独自の「企業格付制度」を導入し、以来、11年間にわたり運営と改善を重ね、信用リスク管理の高度化と自己資本の充実に努めてまいりました。

当行は、バーゼルⅡを、究極は地域社会との「共存共栄」を追求するためのツールであるとの信念にもとづき、堅固な内部格付制度を構築することが「自己責任」経営を貫徹するために必要不可欠と認識し、さらなるリスク管理の高度化に挑戦しております。

こうした観点から、当行は、バーゼルⅡの導入に際し、自己責任原則に基づく「内部格付手法」を選択し、「信用度を基軸とした」業務運営や格付制度の運営に積極的に取り組み、より一層地域社会の発展に多面的に貢献してまいりたいと考えております。



格付手法

企業格付は、お取引先の決算書に基づき、定量的な財務分析を実施し、当行独自の審査ノウハウにより定性評価を加味して、企業実態をふまえて決定しています。

また、定期的に格付体系の有効性を統計手法等を用い、検証・分析し、レベルアップを図っています。

「しがぎん格付コミュニケーション・サービス」

当行では、「格付」を単に銀行がお取引先の信用リスクを評価するためのものではなく、当行とお取引先とをつなぐ合理的なコミュニケーション・ツールと位置づけています。

こうした観点から、当行が付与した格付や格付プロセスを通じて把握した定量面、定性面の分析に基づき、お取引先に格付の内容をご説明する「しがぎん格付コミュニケーション・サービス」を平成19年8月から開始しています。

お取引先が抱えておられる課題やリスクを互いに認識して、お取引先の経営基盤強化に向けた提案や経営改善計画策定支援を実施しています。

信用リスク管理の概要

当行では、信用リスクに対し、単に「損失」を抑制する観点からだけでなく、「①お取引先の債務履行の確実性」と「②債務不履行時の貸出金の損失可能性」に要因分解し、対応しています。

「①お取引先の債務履行の確実性」については、企業審査により付与される企業格付を用いて厳格に管理するとともに、「しがぎん格付コミュニケーション・サービス」を通じ、お取引先の企業価値向上に努めています。

一方、「②債務不履行時の貸出金の損失可能性」については、担保や保証について過度に依存することなく、お取引先の経営状況や資金使途、回収可能性から総合的に与信判断を行うことを基本方針とする案件審査を実施しています。

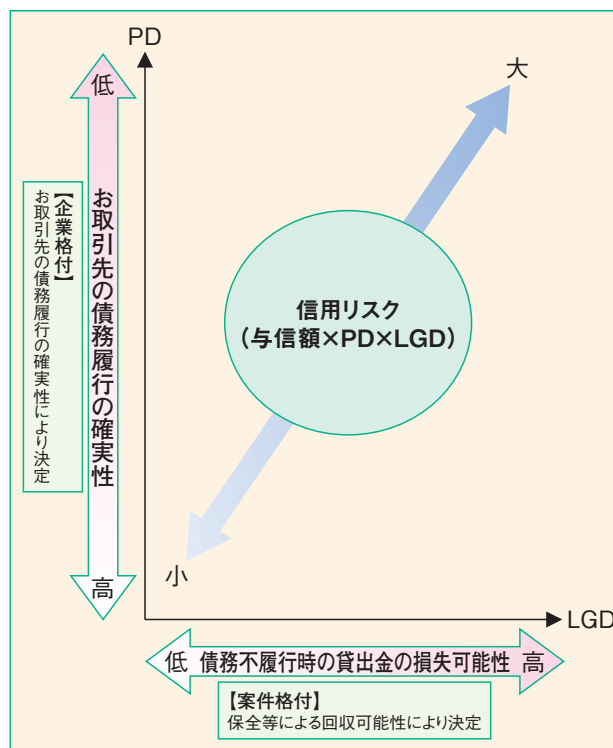
また与信ポートフォリオ管理については、大口先におけ

る与信集中や住宅ローン・カードローン等のリテール区分など、リスク特性に応じた管理体制を整備し、適切な信用リスク管理に努めています。

更に以上の取り組みを基礎として、フォワード・ルッキングの観点から複数のマクロ経済シナリオをもとにお取引先への影響度をシミュレーションし、銀行全体レベルでの信用リスクや自己資本比率の管理に役立てています。

当行では、こうしたリスク管理の取り組みを通じて、リスクを合理的に把握する体制を確立するとともに、リスクに対する適正なリターンを確保するため、信用リスクに応じたプライシング（貸出金利の設定）に積極的に取り組んでいます。

信用リスク管理の基本的な考え方



PD (Probability of Default) ……
お取引先が今後1年以内に債務不履行に陥る可能性

LGD (Loss Given Default) ……
お取引先の債務不履行により生じる貸出金の損失比率

リスク管理体制／利益相反管理体制

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスク管理体制

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務上の事故やシステムの不備、また地震や災害などの外的要因により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク②システムリスク③法務リスク④有形資産リスク⑤人的リスク、の5つに分け、業務統轄部において一元的に管理しています。

オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続

オペレーショナル・リスクは業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、リスクの顕現化の未然防止や発生時の影響を極小化できるように努めています。

バーゼルⅡ対応によるRCSAの実践

当行では、バーゼルⅡの自己資本比率規制に準拠したリスク管理体制を構築し、行内で定期的にRCSA（リスクとコントロールの自己評価）を実施、自主的にリスクの洗い出し・評価を行っています。

また、さらなるリスク管理の高度化に向け、リスクの制御、移転、回避をして、リスク管理の実効性を高めるPDCAサイクルを確立するため、オペレーショナル・リスク情報（事故データ等）の収集・分析を行っています。

RCSA（リスクとコントロールの自己評価）
Risk & Control Self - Assessmentの略。あらゆる業務プロセス、システムおよび有形資産等に内在するリスクを特定し、管理を行ってもなお残存するリスクを評価・把握したうえで、必要な削減策を策定し実行していく自立的なリスク管理の手法。

オペレーショナル・リスク相当額の算出

なお、当行ではバーゼルⅡのオペレーショナル・リスク相当額の算出には、「基礎的手法」より高度なリスク管理が可能となる「粗利益配分手法」を採用しています。

事務リスク管理

事務リスクとは、不正、事務上の事故、事務管理体制の不備や従業員が正確な事務を怠ること等により当行が損失を被る、あるいは当行の信用が失墜するリスクをいいます。

当行では、堅確な事務が信用の基本であること、ならびに情報管理の重要性を深く認識し、事務リスクの軽減や事故・不正をなくすため、人材育成、組織強化、規程・マニュアル類の整備、遵守を心がけることはもちろん、日頃の事務指導や研修体制の強化にも取り組み、事務品質の向上に努めています。

システム・リスク管理

システム・リスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動、不備、あるいはコンピュータシステムが不正使用されることなどにより、お客さまや銀行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、システムをお客さまへサービスを提供するうえで重要なインフラと認識し、震災時等での無停電装置などを備えた免震構造の事務棟とともに、遠隔地にバックアップセンターを確保しています。システム・リスクに関する事象および情報等を収集・分析しシステム管理の高度化を図るとともに、情報漏洩を防ぐための不正アクセス対策やウイルス侵入対策など、想定されるリスクに対する各種の安全対策を実施し、システムの安定稼働と情報保護に取り組んでいます。

さらに万一の事故や大規模災害に対しても、コンティンジェンシープランを策定し、万全を期しております。

市場リスク、流動性リスク、風評リスク／利益相反管理体制

市場リスク管理体制

市場リスクとは、金利や有価証券などの価格や、為替などが変動することで、当行の資産および負債の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、安定した収益確保を目的として半期ごとにALM計画を策定し、全行的なリスク、リターンを勘案したうえで有価証券の投資計画などを定めています。また、市場リスクの計量化に努め、リスクの状況を適切にモニタリングし、経営に報告しています。

組織的には、取引執行部門、事務処理部門、リスク管理部門を分離し、相互牽制を図っています。

【アウトライヤー比率】 平成22年3月末：11.81%

上記の市場リスクのうち金利変動によって銀行勘定の経済的価値が変動することを銀行勘定の金利リスクといいます。

バーゼルⅡ第2の柱では一定の金利変動に対する経済的価値の変化額を自己資本（Tier I + Tier II）で除した比率（アウトライヤー比率）によって銀行勘定の金利リスクが計測され、これが20%を超えると金利リスクの縮小、もしくは追加的な自己資本が必要となる可能性があります。

なお、当行の平成22年3月末のアウトライヤー比率は11.81%となり、20%を下回っております。

流動性リスク管理体制

流動性リスクとは、必要な資金を確保できず、資金繰りに支障を来したり、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされて損失を被るリスクをいいます。

当行では、市場金融部が資金繰り管理部門として、金融環境、資金化可能資産残高、予想される資金流出額などの資金繰りの状況を把握、管理するとともに、経営管理部（リスク統轄部署）が日次で管理状況をモニタリングし、流動性リスクの管理を行っています。

風評リスク管理体制

風評リスクとは、種々の異常事態の発生等に起因する風評や噂により当行の信用が毀損されることによって有形・無形の不測の損失を被るリスクをいいます。

当行では、「風評リスク管理規程」を定め、風評リスクの原因となる異常事態発生等の未然防止に努めています。

利益相反管理体制

利益相反管理とは、金融取引が高度化し、お客さまと金融機関の利害が対立する可能性が高まるなか、お客さまの利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することです。

当行では、利益相反を適切に管理するため、業務統轄部を利益相反管理統括部署、業務統轄部長を利益相反統括管理責任者とし、その指揮監督のもと、一元的に利益相反を管理しております。利益相反管理統括部署は、当行グループの情報集約、利益相反取引等の特定、管理方法の選択、定期的な検証、役職員に対する研修その他利益相反を適切に管理するための体制を整備しました。

なお、平成21年6月1日の改正金融商品取引法・銀行法改正に伴い、利益相反管理方針を定めました。

利益相反管理方針

当行は、お客さまと当行または当行の関連会社（連結決算対象の子会社および子法人をいい、以下、当行と合わせて「当行グループ」といいます。）との間および当行グループのお客さま相互の間における利益相反のおそれのある取引等に関して、法令等にしたがい、お客さまの利益が不当に侵害されることのないように適切に業務を遂行いたします。